

農業用免税軽油を消費する皆様へ

## 軽油引取税に係る免税措置の延長について

今般の国会において、地方税法改正法案が可決し、軽油引取税に係る免税措置は、3年間（令和9（2027）年3月31日まで）延長になりました。

免税証等の取扱いは以下のとおりとなります。

### 1 免税証

一括交付でお渡しした免税証は、令和6（2024）年3月31日までの有効期限になっていますが、令和6（2024）年12月31日まで使用できます。変更の手続は、必要ありません。

### 2 免税軽油使用者証

一括交付でお渡しした使用者証は、令和6（2024）年3月31日までの有効期限になっていますが、交付の年から3年間有効であると読み替えますので大切に保管してください。

### 3 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出

従来どおり、次回の免税証交付時に報告書の提出が必要です。報告書に必要事項を記載し、納品書（領収書、請求書）等（コピー可）を添付して提出してください。

### 4 未使用の免税証の返納

従来どおり、使用していない免税証は、次回の免税証交付時に返納してください。

### 5 次回の一括交付の日程等

次回の一括交付の日程、場所等は、栃木県税事務所ホームページや各市町・JA等の広報誌等でお知らせします。

問合せ先

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

〒328-8504 栃木市神田町6-6

☎0282-23-6882